

## 犬を飼う前に知っておくこと！！

- 1 飼い始めたら、一生に一度の登録が必要です。

犬鑑札の交付（手数料3000円）

- 2 生後91日以上の子犬は、毎年、必ず狂犬病予防注射の実施と注射済票交付申請が必要です。

注射済票の交付（手数料550円）

※ 犬鑑札と注射済票は、首輪につけます。（迷子札の代わりにもなります。）

- 3 人を咬んでしまったら、24時間以内に保健所へ届出し、48時間以内に獣医師の診察（事故発生年度に狂犬病予防注射済みの場合2回、未実施の場合3回）を受け、その診断書の提出義務があります。

- 4 飼い主情報（氏名・住所）、犬の所在地の変更等があった場合は、変更届が必要です。

(1)区内転居(海外転出を含む)は、目黒区窓口にて手続きしてください。

(2)区外転出は、転出先の市区町村窓口にて鑑札を持参し手続きしてください。

- 5 災害時は、飼い主とペットと一緒に避難（同行避難）してください。

※ パンフレット「ペット飼育者の災害時の備え！」を保健所生活衛生課の窓口で配布しています。どうぞご参照ください。

- 6 飼うと決めたら終生飼養してください。どうしても飼えなくなったら、親戚や知人など新しい飼い主を探して、飼ってもらいましょう。

保健所で引き取りを行っていません。



“飼い主がマナーを守ることで、

ペットは地域から愛されます！！”

●最後までお読みいただきありがとうございます！

問い合わせ先 目黒区保健所生活衛生課生活環境係  
03 (5722) 9505

